

○国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認

(第 39 条)

改正 令和 5 年 9 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項	第 39 条
処分の概要	国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項、災害対策基本法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項
審査基準	車両の使用者の申出を受けた岡山県公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 10 条、第 11 条、第 16 条又は第 21 条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1 及び 2 以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標準処理期間	7 日
申請先	警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課
問い合わせ先	警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係